

平成27年第2回

伊根町議会定例会会議録

平成27年6月18日（第2号）

伊 根 町 議 会

平成27年第2回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成27年 6月18日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成27年 6月18日 9時30分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成27年 6月18日 11時59分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原正人	○	7	佐戸仁志	○	
	3	濱野茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席12名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	保健福祉課長	須川清広	○	
	副町長	小西俊朗	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	総務課長	鍵 良平	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	教育次長	梅崎 良	○	
住民生活課長	上山富夫	○	会計管理者	倉 正人	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野義明	○	主 査	今岡敬雄	○	
会 議 録 署名議員	2番	藤原 正人		7番	佐戸 仁志		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成27年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成27年6月18日(木)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 町独自の奨学金制度創設について 佐戸 仁志
- 町道の草刈りについて 大谷 功
日本一の子育ての町を目指して
- 高齢者医療について 山根 朝子
- サル、イノシシ侵入防止対策について 上辻 亨
- 定住促進について 松山 義宗
- 公衆無線LAN(Wi-Fi)設置について 濱野 茂樹
日本遺産について
職員の町内居住について
命の道(大浦から亀山間)整備について

日程第 3 意見書案第3号 ヘイトスピーチ(差別扇動)被害に対する意見書

日程第 4 意見書案第4号 国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書

日程第 5 議員派遣

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 町独自の奨学金制度創設について 佐戸 仁志
- 町道の草刈りについて 大谷 功
- 日本一の子育ての町を目指して
- 高齢者医療について 山根 朝子
- サル、イノシシ侵入防止対策について 上辻 亨
- 定住促進について 松山 義宗
- 公衆無線LAN（Wi-Fi）設置について 濱野 茂樹
- 日本遺産について
- 職員の町内居住について
- 命の道（大浦から亀山間）整備について

日程第 3 意見書案第3号 ヘイトスピーチ（差別扇動）被害に対する意見書

日程第 4 意見書案第4号 国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書

日程第 5 議員派遣

日程第 6 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成27年6月18日(木)
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) 皆さん、おはようございます。早速ですが、これより会議を開きたいと思
います。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、

2番、藤原正人君

7番、佐戸仁志君を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議員にお願いします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、町独自の奨学金制度創設についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。7番、
佐戸仁志君。

○7番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

中学生の方がおられるので、何か変な緊張感がございますが、うちの家族はきのう防災無線を
7時に聞きまして、すばらしい放送だったと褒めておりました。これからも頑張っていたきたい
と思います。

それでは、中学生の方にも少し関係がある一般質問をしたいと思います。

私が議員になったころから伊根町の課題となっているのが、未婚者がふえ、子供の数が減り、人
口減が進み、少子高齢が進んでいるということでもあります。若者のIターン、Uターン、定住促進
は、私を含む町民みんなが思うところでもあります。一番の課題であります。伊根町内各業種で、現
在、人不足が起きていると言われております。仕事がない、仕事があれば人は帰ってくるというこ
ともなくなってしまうました。町としてもいろいろ考えられ、農業者、漁業者の就業支援、民宿の
開業支援、子育て支援は全国でも先進地となり、町民が誇れる政策であります。しかし、若者の流
出はとまらず、ほかに何か手だてがないものか、もっと我々ができることはないものか日々考えて
おります。

そうした中で思ったのが、伊根町独自の大学生の奨学金制度の創設であります。伊根町はもちろ
んですが、近隣市町で俗に言う専門職の人材不足が起こっております。医師、理学療法士、保健師、
管理栄養士、看護師、介護士、土木技師、一般建築士などなど、挙げれば切りがないですが、この
ような専門職を資金面で援助し、育成してはどうでしょうか。大学に入学し、専門的な勉強をし、
資格を得ることができれば、管内に就職し、伊根町に定住してもらおう。その場合、返済免除とする。
もちろん、一般の大学生も対象とし、優秀な人材が定住することを目指す。伊根町に定住しない場
合、返済義務が発生しますので、大きなリスクはないと私は思います。何が何でもいいので、一つ
でも伊根町にお世話になったことを大学生の頭の片隅に置いてもらい、伊根町に帰らなきゃと思え
る制度にしてはどうでしょうか。

大学奨学金制度創設の一般質問は、平成22年9月議会で大谷議員がされております。学業への
探求心と熱意に燃えて大学教育を目指す若者に経済的な理由で希望の光を消さないため、また、伊

根町に若者を定住させる一助とするため、大学生への資金貸し付けを伊根町が行うとともに、卒業後、伊根町に戻り、定住する場合は返済免除の制度を設けてはどうかと述べられました。

当時、吉本町長の答えは、伊根町においてどのような条件を付して貸与できるのか、進路、人物、健康、学力、家計などの基準を設けて決定していくのか、近隣市町村の制度も参考にしながら、また未来の伊根町に貢献できる人材育成、子育て支援などの観点からも本制度の制定について検討していきたい。奨学金制度は、あくまでも能力や意欲のある人間を経済的に支援し、伸び伸びと学業に専念させてやることだと思う。都市部での学業生活への資金貸与が伊根町に若者が定住することにそのままつながるといふふうには甚だ疑問に思うと答えられております。

ぜひ今回もう一度検討していただきたい。近隣市町村の制度を参考などせず、子育て支援先進地の伊根町です。近隣市町村の参考となるよう、少人数だからこそできる制度の創設をしてほしいと思いますが、現在の町長の考えをお聞かせください。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員のご質問にお答えしたいと思います。

大学生への奨学金制度を創設して、卒業後、伊根町に定住されれば返還を免除する、そういうことで定住促進を図ってはどうかというご質問であろうかと思っております。

大学生活には本当に多くのお金が必要となります。授業料に限らず、本町出身者は住居費や食費など多大な出費が必要となるのは事実でございます。これを親の支援や本人のアルバイトだけでなく、多くの学生がさまざまな奨学金制度の活用や、また教育ローン等の利用をされているのではないかと推測をするところでございます。この点において、伊根町独自の奨学金制度の上乗せは、親にとっても本人にとってもありがたい制度になることは事実であろうかと思っております。

しかし、定住促進につきましては、住民懇談会を今開催しておりますが、そこにおきましても皆様から仕事がないんだ、住む家がないんだ等々多くの声を伺っており、これらを踏まえた定住促進対策も重要な柱であると認識をしております。

大学卒業後、帰ってこようとしても、生活のために働くことのできる就業先というよりも、意図する就業先がなければ、帰ってくることに不安が生じることも無理からぬことかもしれません。議員お考えの奨学金制度の創設よりも、もっともっと以前の定住のための条件整備が必要であるのではないかと考えるところでございます。

そうはいいましても、一時の経済的負担の軽減策としては有効なものであります。実質的な定住促進策としての効果はいかほどか検証の必要があると判断されますので、今後、本町の定住促進策の一方策として検討いたしたく考えます。

次に、各種の資格を取得されようとする方に対し、資金面で援助することで人材育成をしてはどうかのご質問でございます。

本町におきましては、奨学金など制度化されているものとしましては、昭和59年3月に整備いたしました伊根町保健婦修学資金貸与要綱により、伊根町の保健師として就職しようとする者に対し、支度金6万円、修学資金、月3万5,000円を貸与する制度がございます。ちょっともう時がたっておりますが、現実にはこの額では甚だ少ないと思っておりますが、そういう制度がございます。要綱の変更も考えております。

また、北部医療センター等に従事する意思のある医師等への奨学金、月額15万円であります。北部医療センターに従事しようとする意思のある看護師等への修学資金、年100万円。1市2町で共同して制度化し、資金貸与を行っているところでございます。いずれも、伊根町や北部医療センターなど、当地域内の指定する就業場所に一定期間内就業した場合は、その貸与額にかかる返還を免除する規定となっております。これら3つの制度は、行政運営上その人材を求めることが必須の状況となった時点で、それぞれの事情に応じて制度化してきた経過がございます。議員が言われたそれぞれの資格取得者は、伊根町の行政運営上においても欲しい人材でありますし、人材を育てること自体も重要なことと思っております。

しかし、当町においては、今これらの人材の採用の予定がないことや、欲しくても体制整備ができておらず、当面採用できないことなど、現時点では資格取得に係る支援策については講じる予定がありません。今後必要と判断される場合には、これら修学資金に係る支援策も検討したく考えて

おります。本町におきましても、毎年毎年、大学へ進学される方がおられますので、こういった方々が大学を無事卒業され、伊根町に帰ってこられて定住をいただければ、これは本当にありがたいことでもあります。

しかしながら、それは個々のそれぞれの人生の問題であります。また、奨学金を貸与して伊根町に就業していただいたとしても、免除規定の期間内だけ就業し、業務上のスキルを向上させた後、他の仕事につかれるため伊根町を離れるといった、伊根町が他の市町や企業のために経費を使い、人材を育成するようなケースも想定されます。

また、議員もおっしゃったとおり、帰郷しない場合の返還義務、よい人ばかりではございません、滞納される方もおられますでしょう。そういったものに対して、町としてどういう仕組みで、どういう対応をするのか、そういった問題もございます。

また、基本的に奨学資金とは、能力や志は十二分にあるにもかかわらず、経済的理由で進学を諦めざるを得ない者を支援するものと思います。懐の深い事業に思えます。それを逆手にとりまして、Uターンを促すのは少しこそくではないのかなと思ったりもするわけでございます。

今、地方創生ということで、全国の各自治体は独自の子育て支援や定住促進策でIターン、Uターン、移住者獲得レースに奔走しております。我々もそうであります。中には条件を満たせば現金や商品券を交付する自治体もございます。我が町の政策はそういったものと同列ではないとはっきり言えない面もございます。

しかし、こうしたレースは全自治体を巻き込んだ消耗戦になります。いずれ共倒れという結末にもなりかねないわけでありまして。よくよく考え、我らが町の個性や事情、身の丈に合った地方創生、Iターン、Uターン、定住促進策を模索したく思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） ありがとうございます。

最後に、1つだけ夢を語らせていただきたい。

現在の伊根の中学生、数年後の伊根の中学生になるかもわかりませんが、学力が優秀で志のある方が今この地区で不足となっている医師を目指すというようなことが出てきた場合、一般の家庭ではさすがに医師を目指すような資金力はないと思います。

できるならば、私たち議員は寄附行為はできませんが、そういう子供たちに支援をして医師になっていただき、この伊根町に帰ってきて本庄診療所、伊根診療所に勤務していただく、夢でございます。ありがとうございます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） お医者さんでございますけれども、先ほど申しましたように月額15万円という、そういう奨学資金がございます。そうでありますし、奨学資金は大谷議員から質問を受けたときもう時代は大分変わってしまいましたね。教育ローンというものがありまして、この前も私の娘が違うところの銀行に勤めましたけれども、とあるところに勤めたわけでありましてけれども、同僚の皆さんが大学時代、教育ローンを使って300万、400万、もう借りておられるんですね。それを必死に返しておられるというので、大変つらい思いをされておるといってもありますけれども、そういうやり方もあるわけですね、時代が変わっております。そうでありますので、大丈夫だと思いますよ。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、町道の草刈りについて及び日本一の子育ての町を目指してを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして早速質問に入らせていただきます。

ことしもはや夏至の季節となり、新緑のすがすがしい季節から草木の勢いも最も勢いづく季節となってきました。このため、町道を含めた公道で路肩のり面の雑草が繁茂し、交通を妨げたり、見通しの悪いところが出ています。また、車両同士のすれ違いなどでも路肩の側溝が見えずに、

かわすのが一苦労というようなどころも見受けられます。集落内の町道などは、地区民総出の総仕事などで1年2回以上の管理をされていますが、集落と集落の間など、地区の労力不足などから草刈りが追いつかなくなっているのが現状であります。

そういう中で、町道の草刈りも業者委託がふえているのではないのでしょうか。現在、業者委託の草刈りは7月ごろの年1回であると思います。ここで参考にお聞きしておくのですが、町道の草刈りで集落が実施する草刈り延長と金額、業者が実施する草刈り延長と金額はどれくらいになるのでしょうか。結構な金額になるものとは思っておりますが、通行の安全の面、景観保全の面、観光客への影響、野生鳥獣の隠れ家になるなどの面から年1回の草刈りでよいとは思えません。年2回の草刈りができないものか伺います。

次に、日本一の子育ての町を目指してということで質問いたします。

今、経済一辺倒で過重労働を強いられる都会の現実や、情報化の進展、娯楽活動の増大、核家族化の進展により、子育てが人生や社会の財産ではなく、逆に負担であるという考え方が広がっているように思います。いつの間にか日本は、忙しく、子育てをするゆとりが持てない社会、子育てに楽しみを見出せない社会になってしまったのかなというふうに思います。こういった社会そのものを考え直し、子育てを捉え直すことが必要な時代を今迎えています。株式会社NTTデータ経営研究所の4万人以下の自治体の住民アンケート調査によりますと、移住・定住施策として最も効果があると回答されたのは、子育て支援、保育園整備とか保育料の軽減、医療費の支援、出産祝い金だということになっています。

そういう中で、伊根町の高校卒業までの子供の医療費無料化や誕生祝い金、保育料の安さ、義務教育の無償化など、先進的な子育て支援について、もっと内外にアピールするべきではないのかなと思います。例えば、子育て支援事業パンフレットの作成、伊根町の入り口に「子育て支援の町」などと書いた大きな看板を設置するなどして、観光客にも、観光だけでなく伊根町の内面にも興味を持っていただくような取り組みも必要ではないかと考えます。日本一の子育て支援を目指す町などとして町内外に積極的にアピールをし、子育て世帯の呼び込みと、町民へも子育てするなら伊根町でとの意識醸成を進める対策をとり、定住人口の増、若者人口比率の増大に結びつける必要があるのではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の町道の草刈りについてでございます。

町道草刈りでは、地域の方々に草刈り等を実施していただき、その労力に大変感謝をしているところでございます。昨年度に実施をいたしました集落は15集落、延長は約13キロメートルでございます。金額は57万2,176円でございます。大方の集落で年2回以上の草刈りを実施していただいております。町が業者に発注をしましたものは、延長は14.7キロメートル、金額は298万1,664円でございます。

議員がおっしゃるとおり、町が業者に発注する草刈り工事は年1回であり、実施時期を決定するのに大変苦心をしております。高齢化や人口の減少により草刈りができない集落が大変ふえており、業者発注が少しずつふえている状況でございます。本年度からは、この1回の草刈りに加え、ごみパトロールの方に見通しの悪い箇所草刈りを実施していただき、交通の安全確保を図ってまいりたいと考えております。今後は今年の実施状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、日本一の子育ての町を目指してについてでございます。

議員おっしゃるとおり、乳幼児から18歳までの医療費をはじめ、保育料や教育にかかる給食費、学級費、修学旅行の無償など、本町の子育て世帯への経済的支援策は他の市町と比べて充実していると自負をしております。この間も、本町の職員、名前は申し上げませんが、結婚をして他の市町に住んでおります。たまたま顔を合わせましたので、子供が1歳半になったそうであります。子育てするなら伊根町がよろしいよと申し上げますと、まさにそうだと言われましたね。保育料などは月額で2万円差があると、もうとんでもないことだと、絶対伊根町で子育てしたいと言われますけれども、その町の長男の奥さんでございます。いたし方ない。それでも、うちは自負できるものと思っております。

議員のご提案のとおり、本町が行っている子育て支援に関する情報を発信し、町内の子育て世代はもちろんのこと、本町への移住を考えている世帯にも広くPRを行いたく考えます。特に町外向けにはホームページを活用し、単に情報を掲載するだけでなく、目につくキーワードを盛り込み、文字検索にもヒットするよう工夫をするなど、日本一の子育て支援を目指す町としてPRすれば、子育て支援に力を入れている町として認知度も上がり、町民の意識も醸成できるものと思います。

しかし、町外から子育て世帯が転入するととなると、幾ら子育て支援が充実をしているからといっても、仕事や住まい、また家族の関係でなかなか踏み切れるものではないと思います。今も少し例を申し上げました。本町で生活するときの経済面での将来設計がしっかりと展望できる状態でないと、本町への移住は難しいと思います。そこをしっかりと設計できない方が転入されても、たちまち生活に困窮して、別の形で行政の支援が必要となったり、再び転出されることとなるかもしれません。

そのため、子育て世帯呼び込みという点では、本町の暮らし方や産業振興などを含めて総合的な宣伝が必要ではないかと思えますし、この総合的な戦略としては、現在、住民懇談会の中でもご意見を頂戴しております地域総合戦略の目指すところでもございます。これから策定に向けて議論を深めてまいりたく考えております。

また重要なのは、情報を必要としている移住希望者により詳しく説明することだとも考えております。本町では移住希望者に対し、「伊根の暮らしナビ」を作成しております。これは子育て支援策だけでなく、住居環境や雇用の創出関係など、伊根町で受けられる支援をまとめて移住希望者にわかりやすくした冊子でございます。現在は平田地区を中心とした冊子となっておりますが、今後は各地域版に波及させてまいりたく考えております。

また、町民へも、子育てするなら伊根町でとの意識醸成を進める対策につきましても、平成27年3月に策定しました伊根町子ども・子育て支援事業計画において、基本目標の一つとして子育て支援の啓発と情報提供の充実を挙げているとおり、子育てに関する意識啓発の推進と子育てに関する情報の提供を行い、地域全体で子育てを支える社会の実現を目指しているところでございます。この計画の趣旨を記した概要版を作成し、各戸配布することとしております。まだまだ意識醸成を図る施策としては不十分かもしれませんが、今後も引き続き町民に対する意識醸成に努めてまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） 町道の草刈りで、ごみパトロールの作業員の皆さんに刈っていただくということで、大変いいことかというふうには思いますが、これは実際、もう今動き始めておることなんでしょうか。まだまだ2人ではなかなか進まないのかなというふうに思いますし、それから、2人でとても目が行き届かないというところもあるかというふうに思います。担当課の人が町道を見回って、ここここは刈るよというふうな適切な指示も必要かというふうに思いますので、そういう点で十分留意をいただいて進めていただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 担当者は2人でございますので、いささか手が回らないかとも思っております。そうではありますが、全部というわけじゃなくて、交通の要所要所を重点的にやらせていただいております。

また、他のところでも見通しが悪くなくとも、見苦しいところはやらせていただいておりますね。皆さんお気づきかと思えますけれども、このトンネルありましたね。これを出た宮津市側と、これを出た伊根町側、全然違いますでしょう、全く。これもその一つの成果だと思っておりますし、またそのように努めたく思います。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、高齢者医療についてを通告議題として、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） おはようございます。

質問の前に、今回の質問通告書の質問事項が高齢者医療についてとなっておりますが、介護分野にもかかわる質問事項もその中に含んでしまいました。質問通告書の記載に不備があり、まずおわびを申し上げます。

それでは、質問を始めます。

3月議会でリハビリ専門職の採用について質問しましたが、早速、理学療法士1名が非常勤ではありますが採用され、現在、訪問看護ステーションから訪問リハビリが始まっています。訪問リハビリを利用されている方々からは、とても丁寧にきちんと対応してくれている、家まで来てくれるのでとても助かると感謝の声を伺っています。現在、週1回の頻度でのサービスとなっているようですが、必要な方には週2回というような頻度で訪問リハが実施できるのでしょうか。

また、介護認定を受けておられる方で、リハビリを受けるために京丹後市の病院まで毎週通院されている方もいらっしゃいます。この方はご家族が車で送り迎えをしておられるようですが、ご本人も、ご家族の方も相当負担に感じておられます。訪問リハビリを利用できることを知らないという方もまだいらっしゃると思います。リハビリを必要とされている方に公平にサービスを提供することが求められていますが、今後の訪問リハビリのサービスの提供についてどのように計画されているのかお聞かせください。

また、近隣にリハビリテーションを十分に提供している医療機関が少ないことから、骨折や脳血管疾患の後遺症の患者さんが退院された後、十分なリハビリが受けられないために、退院後、身体機能が低下してしまうということが起こっているように聞いています。医療、介護、福祉の連携が重要だと考えますが、退院される患者の情報が診療所やケアマネに伝達され、関係する分野のスタッフでの連絡会議などが開かれているのでしょうか。介護認定を受けておられる方は、入院したことや退院の日程などはケアマネに連絡が行くものと思われませんが、介護認定を受けていない高齢者の場合でも、適切な医療や介護のサービスが滞りなく提供されるシステムがつくられているのかを伺います。

次に、伊根町診療所あり方検討委員会からの答申内容が広報伊根5月号に掲載されていました。2つの診療所の統合を行っていくためには、今後さまざまな課題をクリアしなければなりません。新たに診療所に理学療法士を配置し、リハビリ科を新設するなどもその課題の一つに上がっていました。

伊根町は保健、予防活動で元気な健康長寿の促進については積極的な取り組みがなされているのではないかと考えています。しかし、医療が必要な元気をなくした高齢者対策についてはまだ十分ではないかと考えます。常勤医師が不在の現状では対策にも限界があると思いますが、慢性疾患とあわせて膝の痛みや腰痛などの運動器疾患もあわせ持つ高齢者にとって、診療所で受診したときに痛みに対する治療や運動指導を実施してもらえたら、運動機能や日常生活動作の維持につながり、自立した生活を送るための大きな支援になるのではないかと考えます。

年をとったら膝や腰が痛いのは当たり前ということではなく、痛みを改善するための治療が元気で過ごすためのお年寄りのサポートになります。現状では温熱療法や低周波治療器などでの物理療法が中心になるため、診療報酬上35点という低報酬での実施にはなりますが、要介護状態にならないための施策として医療機関におけるリハビリテーションサービスの提供、常勤医師の着任に力を入れていただきたいと思います。

第7次伊根町高齢者健康福祉計画を策定するに当たり、高齢者の要望等の実態調査が実施されました。町内在住で要支援、要介護の認定を受けていない一般高齢者と、要支援、要介護認定を受けている高齢者全員がアンケートの対象となっていました。一般高齢者へのアンケート用紙の配布は772。要介護認定者等への配布は178とありました。まだ65歳以上の高齢者の8割強の方が要支援、要介護認定を受けていない状況ということです。この方々が要支援、要介護状態にならないためには、介護予防の視点はもちろん大切ですが、医療の分野からの個別の症状に合わせた必要なタイミングでの対応も重要ではないかと考えます。

今後、診療所のあり方が整理、調整されると思われませんが、2つの診療所を1つにするということを持たずに、早急に診療所でのリハビリの実施を検討していく必要があると考えます。町長の見解を伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをいたします。

1点目、今後の訪問リハビリの体制についてでございます。

ご承知のとおり、本年度から非常勤ではありますが理学療法士1名を雇用し、週1日、訪問看護ステーション業務として訪問リハビリを実施しております。

現在、理学療法士が訪問している在宅療養の方は6人おられ、その方々の身体等の状況に合わせ、週1回訪問する方、月1回訪問する方、その施術の時間も20分から1時間とさまざまな状況にあります。議員からもありましたとおり、私の耳にも患者やそのご家族から大変喜ばれているとの声が聞こえており、こうした体制ができたことは甚だ喜ばしいことだと考えております。

しかしながら、現場からは、訪問回数をふやすなどさらなる充実が必要であるとの声も上がっておりますことから、今後、現在お世話になっております理学療法士とも相談をしながら、さらなる訪問リハビリの体制の充実に向けて検討してまいりたく考えております。当面は、何とか週1回をせめて週2回にできないものかと考えておるところでございます。

次に、2点目のスタッフ連絡会議及びリハビリをしようとする退院患者に対して適切な医療や介護サービスが滞ることなく提供できるシステムがつくられているかのご質問でございます。

以前にも、リハビリの体制整備についてご質問もいただき、人材の確保や施設整備に向けた検討が必要との答弁をさせていただいたところでございます。1点目のご質問にお答えしましたとおり、今年度、ようやくではありますが、十分ではありませんが、非常勤で理学療法士の確保にこぎつけたところでございます。退院後のサービス提供に向けた調整は、病院には退院後の調整を行う地域連携室の部署がございます。そこが中心となり、入院患者の退院後の治療や養生の内容などについて病院の医師、看護師と本町のケアマネジャー、訪問看護ステーションの看護師、ヘルパーなどのスタッフによる連携会議が行われております。

また、適切な医療や介護サービスが滞ることなく提供できるシステムかというご質問でございますが、まだまだリハビリにかかわる部分においては、マンパワーをはじめサービス基盤が十分確保できていないことなどから、引き続きサービスの充実と基盤整備のあり方について検討をしてまいりたく考えております。すぐに、はえば立て、立てば歩めと、すぐそうなるんでしょけれども、今まで伊根町ではリハビリについては一切なかったんです。それがようやく1人、非常勤ではありますが確保できました。一步一步進んでまいりますので、その辺のところご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、診療所でのリハビリ実施についてのご質問でございますが、さきに伊根町診療所あり方検討委員会からの答申でも、新たに診療所に理学療法士を配置し、リハビリ科を新設するとの提言もいただいており、検討していくこととしております。しかし、診療所において理学療法を実施するに当たっては、常勤医師の確保が前提となるほか、国庫補助事業により施設を建設した背景もあることから、施設改修への対応など検討課題も山積してあります。

今後は、要介護状態にならないように、また要介護状態を改善させていくためにも、一日も早い常勤医師の確保とあわせて、在宅療養や在宅介護など総合的なリハビリの推進に向けて、実施可能な部分から着手できるよう進めたく考えております。

最後に、リハビリにつきましては山根議員は本当にスペシャリストでありますので、今後の施策推進に当たりましてはご助言賜りますようよろしくお願ひを申し上げ、答弁といたします。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） 私が言いたいのは、リハビリだけではなくて、要介護認定とかを受けていない方に対する支援がちゃんとできるかなというところなんです。というのは、私自身もそうでしたが、伊根町外で暮らす家族にとっては、月に何回か帰省して親の様子なんかを見ているわけです。それでも生活支援のことが、掃除をしたり、洗濯したり、いろんなことが精いっぱい、親がだんだん能力が低下してきているなどと思っても、どこにどういうふうに相談していいのかがよくわからなくて困った状況がありました。伊根町のホームページを見ましても、高齢介護とか病気、医療とかという項目があって、そこをクリックするんですけども、後期高齢者の医療制度とか介護保険制度についての関連のページにリンクするようなことが載っているだけで、伊根町でそしたら困っ

たときに誰にどういうふうに相談していいのかというところがすぐにわからないんです。

ですから、伊根町は「住みなれた地域で生き生きと暮らせるまちづくり」を積極的に今取り組まれようとしていますし、ほかの自治体にはない独自の先進的な成果も上げていていると思っています。これらをもっと町外の人たちに知ってもらうことに力を入れていっていただきたいというふうに思っているわけです。

私自身もそうでしたが、帰ってきたときに運よく町の広報誌とかお知らせ版とかがあればそれをちょっと見て、今こんなことやっているなとかというのがわかるんですけども、忙しくてそれらに目を通すこともなかなかできないというふうな状況でした。遠方からでも町の様子がわかって、年老いた親であっても伊根町だから安心して暮らしていけるんだなという、そういう安心感を与えられるように、さらに自分も年をとったら、定年退職したら伊根町で暮らしていきたいなというふうな、そんな情報が発信できるようなホームページの充実を考えていただきたいということをお願いして発言を終わります。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 今、山根議員さんが最後におっしゃられましたことなんですけれども、基本的に保健センターのほうで何かにつけてご相談をいただければいいのかなと思っています。

加えまして、29年までの3カ年でいろんなボランティアの方を募りまして、いろんな支援策を講じることとなっております、今検討中でございますので、またそれにつきましてもご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、サル、イノシシ侵入防止対策についてを通告議題として、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

一般質問の中でも、多くの議員の方が、きょうまで猿やイノシシ、有害鳥獣対策の質問をされておりますが、毎年この時期になると、小さな畑で家庭菜園を楽しむ多くの地域住民の方から、収穫期前に芋やタマネギ等の野菜をイノシシや猿に食べられ、被害に悩まれている声を聞きます。

調べによりますと、平成21年度の京都府内の鳥獣による農業被害額が6億4,000万円に上がるが、全国的には被害が増加する中で京都府内では3年連続で減少となったと新聞に書かれていました。電柵や金網柵などの防護柵設置に対する補助制度などの被害防止対策がある程度効果を上げてきているのではないかと考えるところではありますが、猿は防護柵等関係なく田畑に入り込めます。時には、田畑だけではなく家の中まで入り込み、家の中のものを食い荒らすなどのようなことをしていることも聞きます。

専門家の話によりますと、防止の4原則というものがあるそうです。それは、近くに餌場をなくす、それから侵入防止策を講じる、それから追い払い、捕獲の以上の4点と言われております。当町におかれましても、猟友会の方に捕獲活動をしていただいたり、捕獲檻の設置や花火等による追い払い活動や電気柵、金網柵を設置するといった取り組みも進む中ではありますが、家庭菜園を楽しまれている方の中には、侵入防止の追い払いや防止柵を設置するなどできない方もおられます。当町には侵入防止のための金網やネット、電気柵等の専門的な資材を販売している店もなく、何とか購入できても設置困難な場所や高齢のため組み立てできない方もおられます。民家の近くで家庭菜園をされている方も、猿やイノシシに収穫期前に食い荒らされたのでは、子や孫に食べさせてやりたいという思いや、ぼけ防止、生きがいや家庭菜園をやっておられる方も耕作意欲をなくし、耕作放棄地もふえるのではないかと懸念します。

何人かのグループで広範囲に電柵や鉄柵等の補助や設置は進んでおりますが、個人には補助がありません。町内で生き生きと生きがいを持って安心して家庭菜園をされる方にも効果のある猿やイノシシの侵入防止資材を自治会を通じ取りまとめいただき、当町で購入し、安価で配布してもらい、設置困難な場所や高齢の方で組み立てできない方などはシルバー人材センターの方にお願ひし、組み立て設置できるようなシステムづくりの考えはないでしょうか。

以上について答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

これまで町では、侵入防止対策として電気柵やフェンスの設置支援を推進してまいりました。平成23年度から26年度までで5万6,592mを設置しております。この事業の交付要件は、受益者3戸以上のまとまった団地で費用対効果が1.0以上になることとなっております。フェンスや電気柵などの種類ごとに基準単価が設定してあり、購入額が設定額を超えれば分担金が必要となります。この柵等を貸与し、設置については受益者が行うこととなっております。

したがいまして、議員のおっしゃるとおり、個々の家庭菜園では交付対象にはならないわけでございます。資材の購入から設置まで全てを町が行うとなりますと、全ての耕作者が設置を希望すると思います。また安価で配布する部分が分担金となるのか、設置をシルバー人材センター等へ委託した場合の費用は誰が支払うのか、課題が大きいわけでございます。

多くの高齢者が生活の楽しみの一つとして家庭菜園をされておられますことは、よくよく承知をしております。しかしながら、営農ではなく趣味であれば、農地対策ではなく高齢者対策での検討も必要であるのかなとも考えます。農業対策では、個々の家庭菜園の支援を町の単独事業として実施することは甚だ財政面等々難しいものと考えます。まだまだ町内では大きな団地でも侵入防止柵設置についての話し合いがまとまらず、しっかりとした防止対策ができていない箇所もございます。できるだけ効果的に補助事業を活用し、防止対策を実施してまいりたく考えます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） 個人ではなかなかできないということで、高齢者の方が生き生きと伊根町で家庭菜園を楽しまれる、今はもう猿のほうが生き生きしておりまして、猿が減るといいような感じがして、ふえているのではないかなというふうに思うんですけども、何か対策、本当にきのうも、うちの囲いをしてあるところでも芋が全滅させられたんですけども、毎日のように見に行っても猿は昼寝の間とか朝早く来て、その時間帯に、もう知恵がついてしまっただけでもできないような状態になっております。

その中でも、兵庫県の香美町で考案されたおじろ用心棒というのがあるんですけども、スプリング式で、税込みで200mだったら32万6,480円ぐらいするそうなんですけれども、それのことまでして、なかなか設置することも困難なのかなとは言って話をしておるんですけども、金網柵とかでも、何か周りを囲むだけのものでもいいので町が一括してまとめて購入していただいで、要望があれば個人さんに安価で配布するとか、そういうことも考えていただければと思います。

また、きのう成長戦略の原案でも小規模の無人機のドローン特区というのを国会で盛り込むというようなことを聞いております。ドローンを使って猿を見回るとか、イノシシを追い払うことができるか、そういうことも今度は行政のほうでもちょっと考えていただければと思います。よろしく願いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 大変もう猿には苦勞しておりまして、議員おっしゃったように4つ、追い払いとか順繰り順繰りでありまして、やり方が。伊根町も最後の捕獲、固体調整に入っておるわけでございます。今後とも本当によい方策を探しながら対処に努めてまいりたいと思います。なかなか、それも営農につきましてはいろいろとあるんですけども、さすがに個人さんの菜園には難しいところがございます。しかしながら、やはり各地区の区長さんあたりが、区単位ぐらいでそういう要望を取りまとめいただきまして、購入資材を示していただいで、それを統括してうちが発注し、でもそれを町の単費でお渡しするというわけにはちょっといかないと思います。その応分のご負担をいただけるということであれば、そのような考え方もできるかと思えます。検討させていただきますので、どうかよろしく願いします。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、定住促進についてを通告議題として、松山義宗君の発言を許します。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） それでは、通告書に従い一般質問を行います。

伊根町では、農業、水産業、一次産業、それと観光関連に関して助成を行っており、定住促進に向けた制度は吉本町政でさらに充実したと評価をしております。

また、行政職員も町内出身者だけに偏ることなく町外からの採用もあり、十分ではないですが、バランスがとれた職員構成となっております。

しかしながら、残念なことに職員が町内に定住できないという事実もございます。これは個々の事情もあります。定住できないということは個々の事情、そして決して強制できるものではないですが、それだけ伊根町には魅力がないということも、そんな見方もできるんじゃないかなと考えております。助成制度とは別に、伊根町を望んでIターンとして定住をされようとされる方は、こちらで一生懸命に基盤を築こうとされているのがよくわかりますし、そういった現状であります。

そこで思うのですが、伊根町役場の中には数人の非常勤職員が勤めております。その募集を見ることもありますが、募集は当然規定に沿ってのことだとは承知しておりますが、非常勤というのは期限が決まっております。どういった規定になっているのかちょっと存じませんが、社会保障も大変充実しております。やっぱり皆さん、帰ってくるからには、ただ単にここに住みたいというのではなくて、やっぱり生活ができないとこれはどうしようもないというふうには私は考えております。非常勤職員の方が実際に公募に対して応募されているのかどうかというのをちょっと教えていただきたいのと、できれば非常勤職員の中にIターン枠というふうなもの設けるといっても一つかなと考えております。町長の考えを伺います。

それと、現状の非常勤職員の人数とその職務の内容をお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

本町の非常勤職員の現状でございますが、期限つき任用職員、日々雇用を合わせまして61名ございます。うち、期限つき任用職員26名、職務の内訳は、学校調理員4名、AET1名、社会教育関係施設管理員4名、看護師3名、登記事務1名、一般事務7名、介護支援専門員1名、保育士2名、管理栄養士1名、地域おこし協力隊2名でございます。非常勤職員について、議員が指摘されている町内出身者に偏ることなく、町外者も採用されている点につきましては、これは別に意図することはございません。結果的にそのようになっているということでございます。

また、町外の非常勤職員が町内に定住しないということは、これはもう個々の生活基盤ができ上がっていることや通勤圏内であるため、そういう理由のためと考えます。議員おっしゃられるような、そんな伊根町に定住する魅力云々というような問題ではなからうと考えます。

そこで、本町の非常勤職員の採用について、Iターン者の採用枠をもって採用することが適正であるかどうかでございます。

非常勤職員の採用の場合であっても、町内者に限定した採用試験はございません。したがって、Uターン、Iターンの枠で当然採用する例もないわけでありまして。また、Iターンを条件にする公募が果たして適当であるのか。またこの条件でよき人材が確保できるのか、多々問題もございまして。要するに、IターンであろうがUターンであろうが、また町内外を問わず、公平な立場からふさわしい人材を募集することが適正かつ公平であると考えますので、特別にIターン枠については考えておりません。したがって、定住促進の手段としてなじむものではないものと考えますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） ちなみに、この非常勤職員というのが何年間という規定というのがあります。規定があるならば教えていただきたいのと、今現在、伊根町役場の中の非常勤で何年たっておられる方が一番長いのかというのを教えてください。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 非常勤職員につきましては、これは規定としては基本的には1年ですね。短い場合は半年もございまして。1年以上またいでそのような雇用はございません。しかしながら、結果として1年を超えて2年、3年と雇用しておられる場合もございまして。しかしながら、それは1年ごとの契約でございまして。ちょっと年数のほうは今ここではちょっとわかりませんので、後日ご連

絡申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） それが終わってから結構なんです、その後の質問とさせていただいて、どうして、例えば5年、6年と続くような非常勤があるのであれば、その理由ですね。特別職で、要するにこの子しかできないんだということのために毎年毎年更新をしているのか、それとももう成り行きのみで更新更新をされているのかというところをあわせてお聞きしたいです。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 多分、1人の専門員のことを言うておられるんじゃないかと思うんですけども、これは1年ごとでございます。1年ごとでございますが、その方を手放しますと言ったらなんですけれども、1年で終わっていただきましても、次求めても求まらないという現実がございます。そういうことで、結果としてその方をお願いしているという状況でございます。それでも、現状、国のほうの法律も派遣法が変わってまいります。また同一労働同一賃金という話もございませう。当方も大きな課題だと受けとめております。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

最後に、公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置について、日本遺産について及び職員の町内居住について並びに命の道（大浦から亀山間）整備についてを通告議題として、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは、6月議会の最後の一般質問登壇ということで、自民党の濱野茂樹のほうから、通告書に基づきまして質問のほうさせていただきます。

今回、4つの質問を掲げております。まず1つ目、公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置についてでございます。

光回線網の整備を行う地域情報基盤維持管理事業が今年度予算計上され、着実に当町における情報インフラの整備が整いつつあります。公衆無線LANとは、無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービスを指しますが、近年、モバイルパソコン、スマートフォン、タブレットなどの普及とともに、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、観光施設、飲食店、宿泊施設、公共施設など、さまざまな場所において無料で無線LANの利用が可能であります。

設置目的であります。おおむね訪日外国人旅行者や施設利用者に対するサービス向上による観光の振興と災害時の通信手段確保の2つの大きな目的がございます。

また、携帯電話の通信困難な場所や災害時における携帯電話の混線時でも、無線LANを利用したインターネットの接続による通信ができるわけであります。

当町は、人口減少が著しく進んでいる状況でございますが、多くの交流人口があり、伊根花火や伊根博をはじめ各イベントも定着してきつつあります。リピーターをふやし、さらなる第5次総合計画に掲げる交流人口増加のため、セキュリティ対策、一定の運用規定は必要でございますが、東日本大震災において被災者情報通信手段を確保することが大問題となったことを踏まえ、人の集まる機会が多い町の施設、避難所及び観光客の多い伊根浦地区に対し、公衆無線LANを設置すべきではないでしょうか。

また、伊根浦散策トイレのように個人の設備をレンタルするなどすれば、苦慮されております光回線敷設の回線普及にもつながるものと考えます。

以上のことから、光回線網の整備にあわせ、人の集まる機会が多い町の施設及び避難所、伊根浦地区の散策ポイントに対し積極的に公衆無線LANの整備を行い、アクセスポイントを設置することが必要と考えます。町長の見解をお伺いいたします。

次に、日本遺産について質問させていただきます。

地域の歴史的な魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となり総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより地域の活性化を図るものとして、平成27年度から新たに日本遺産という制度が制度化されました。

今回、日本遺産として40都府県から申請があり、申請のあった83件から18件が選ばれたわけです。その中には、京都府から宇治市をはじめとする5市2町1村から成る「日本茶

「800年の歴史散歩」～京都・山城～が認定されております。日本遺産のパッケージは、1市町村で完結する地域型と、複数の市町村で構成するネットワーク型があり、近隣では京都府が代表自治体となり、宮津市、与謝野町、舞鶴市が天地山海・和の源流としてネットワーク型で申請されています。これまでの文化財が個々の遺産ごとのに点として指定されていたのに対し、日本遺産は点在する遺産をストーリー立てして関連づけし、面の遺産とすることで地域の魅力を強くブランド化して発信することにつながるとしてあります。地域の風土に根差し、世代を超えて受け継がれているこの世界に誇るべき伊根の舟屋を、さらに地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信し、地域の活性化を図るため、日本で最も美しい村連合の取り組みとあわせ、当町においても日本遺産の登録を目指すべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目でございます。こちらにつきましては、先ほど松山議員さんのご質問とかぶるところがあるかと思いますが、ご容赦いただきまして質問をさせていただきます。

地方公務員法第13条においては、憲法第14条第1項の法もとの平等の原則を受け、平等取り扱いの原則が規定されております。また、地方公務員法第19条第2項においては、受験者に必要な資格として、職務の遂行上、必要な最少かつ適当の限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとして規定されております。採用する職員の職について資格を制限する場合は、合理的理由が必要とされております。行政実例においては、僻遠の地に勤務する職員の採用の場合においては、当該市町村の近辺に限るとするような客観的かつ画一的な要件と認められる合理的理由がある場合に、受験資格を限定することも可能と解釈されていますが、全ての職種試験において一律に当該市町村の住民以外には受験資格を認めないとするのは問題であるとされております。

また、個人的な事情により町内に居住できない職員も当然であり、町内居住を義務づけることは、法もとの平等の原則に抵触することにもなり、強制はできないものとされております。

しかしながら、町内に居住させることのメリットとして、災害など緊急時に素早く町役場に駆けつけられる町内居住職員をふやすことで、危機管理の強化や職員の租税負担による財源確保、遠距離通勤者を減らすことにより通勤手当の縮減効果等が見込まれ、地域コミュニティーの再生や、職員が町内に居住し、地域の実情や町民生活の実情を知ることは町民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり、職員は町民としての立場でも地域活動に参加することも期待できるわけであり、小中の給食、修学旅行、教材費を無償化や近隣市町で一番低いと言われる保育料、福祉医療等、近隣市町以上に子育てのしやすい充実した環境となっております。現在は、一次産業が中心ではございますが、子育て世代のIターン、Uターンも見受けられるわけであり、当町でも、以前は居住要件が職員の受験資格に含まれておりましたが、さきの理由により現在は撤廃されております。

しかしながら、平成27年度から一般採用枠と町内居住枠の二本立てで職員募集を始めた県や市町があります。解釈は、地方公務員法第13条の規定は、国民に対する絶対的な平等の保障ではなく、差別すべき合理的な理由なしに差別することを禁じており、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別することは禁止しているが、同法第16条では欠格条項を規定し、また同法第19条第2項では、競争試験に当たって職務の遂行上必要な最少かつ適当な要件を定めることを認めています。この要件が住所や年齢、また技術職等の専門性であると考え、平素からの防災対策や実際に災害が発生した場合の安全確保、地元住民とのスムーズな連携等を図る観点から、一定程度、県内、市内居住者が必要であることから二本立てで募集されているわけであり、

伊根町で実施されている従来の町外在住職員との個別面談のほかに、職員募集の町内居住枠の新設や、ふえている空き家を職員住宅として借り上げるなど、職員の町内居住・移住をふやす考えはあるのか、町長の見解をお伺いいたします。

最後に、命の道、大浦一亀山間について質問をさせていただきます。

京都府道622号伊根港線の大浦一亀山間は民家と舟屋の間を通る道幅の狭い道路で、かつ行きどまりとなっており、通行どめを回避することの迂回路ではなく、なおかつ道幅を広げようとしても民家と民家の間を通っている影響でこれ以上道路を拡幅する用地はありません。

第5次伊根町総合計画の基本構想においては、目指すべき町の将来像として、平成31年度を目標年度として交流人口50万人を町長は掲げられております。交流人口50万人を定住人口に換算

すると、500から1,000人に相当する活力増が期待でき、さらに観光産業等の就業機会を増大させることから定住人口増にも貢献するとされております。近年の観光入り込み客数、観光消費調査によると、当町の観光入り込み客数は着実にふえてきておるわけでございます。交流人口50万人となると、単純に申せば、平成25年度調査のちょうど倍の方が伊根町にお越しになるというわけでございます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、地震発生から4日後の3月15日午後8時時点で、地震発生時の被災地を観光や出張で訪れた人のうち約900人の安否がいまだ不明なままであったとされております。周囲に頼れる人脈や土地勘のない観光客は大規模災害時には災害時要援護者となってしまいます。

このため、観光客を安全な場所へ一時避難させ、適切な避難所へ収容し、かつ無事に帰宅できるよう支援をするためにも、観光防災対策を各観光地は早急に樹立する必要があります。住民の安全確保、伊根町を訪れた方の安全確保、舟屋群を中心とした観光産業を確立し、町内各地域との観光ネットワークによる効果の波及、相乗効果を図る上でも、今後の本地域についての道路整備について本町の姿勢をお伺いいたします。

平成26年9月一般質問では、コースはともあれ、京都府に対し、地域の要望として府道バイパスとして要望しているという答弁をいただきました。また、地域の要望実現のためには過去の養老伊根バイパス、そして今進められている蒲入バイパス整備要望に倣い、みずからの促進協議会を立ち上げて活動を積み上げていくことが大事なことであり、要望懇談時に投げかけるといった答弁をいただいております。

そこで、平成26年9月定例議会一般質問以後の町から府への要望状況やバイパス建設促進協議会等の設置について、改めて町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、公衆無線LAN（Wi-Fi）についてお答えをいたします。

3月議会でご報告いたしました第5次伊根町総合計画後期計画の中で、伊根浦を核とした観光産業の育成支援として、外国人観光客を対象とした観光施設への無料Wi-Fi設置を施策の中に盛り込んでおります。町ごとWi-Fiというものを実施したく思っております。

また、これにつきましては、観光のみならず災害対策などの視点からも整備を急ぐ必要があるかと考えます。整備に当たりましては、最初は観光客の多い伊根浦地区をエリアとして優先的に進めてまいりたく、事業者にも早く町内に光回線を整備していただくよう要望をしていくこととしております。

次に、日本遺産についてでございます。

伊根浦舟屋群は、既に文化的価値としても高い資源として国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けております。これに加えて、日本の渚100選、にほんの里100選、未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選、美しい日本の歴史風土100選、人と自然が織りなす日本の風景百選等々の選定を受けております。日本で最も美しい村連合への加盟や海の京都事業などとともに、地域活性化のための様々な手法、手段などアクションを起こしております。登録自体を否定するものではありませんが、日本遺産の認定が地域の活性化にどの程度の波及効果があるのかよくわからないところでございます。

また一方では、日本遺産が歴史文化保存活用区域として実施される場合、制度がまだ文化財保護法に組み込まれていないことから、法改正をしない限り文化財として法的根拠がない状態となり、単なる行政主導の、先ほどもたくさん申し上げましたが、100選事業で終わってしまいかねないという課題も言われております。

そんな中ではありますが、いろいろと資料などを拝見していきますと、これからの日本遺産の認定は単独型よりもネットワーク型のほうが認定されるには有利かなとも思っております。しかし、本町では伊根の舟屋が世界に誇れる地域資源であることを踏まえますと、単独で申請したほうがよいのではと考えております。

しかしながら、仮に本町で日本遺産であっても申請をとということになれば、専門家を交えて専門的な見地から日本遺産認定の可能性について検討していかなければ、到底申請にこぎつけるもので

はないと思っております。単独型はかなりハードルは高いかもしれませんが、京都府ご当局とも十二分に相談協議をいたしまして、指導を仰ぎまして、また学識経験者等の専門家の意見も聞く中で、認定基準に沿った申請ができるのか、文化庁の認定をいただける可能性があるのか、検討してまいりたく考えております。

次に、町内居住・移住をふやす考えはあるか、職員の町内居住・移住をふやす考えはあるのかとのご質問でございます。

これまでも同様のご質問を何度もいただいております。その都度お答えしておりますとおり、移り住んでほしい、住み続けてほしい、そう願ってきましたし、今もそう思っております。そして、これからもその考えは変わらないものでございます。職員だけでなく、さまざまな人々が本町のよさを理解し、好きになっていただき、当町で仕事を興す、また町内近在で仕事につくことにより定住をいただく、そのようにこれまでも、これからも行政運営を進めてまいりたいと考えております。

職員の採用時において、一般採用枠と町内居住枠を設けて二本立てで採用してはどうかというご意見でございますが、町内に住むという条件をつけることで合格ラインを下げるということになるのでしょうか。また、その枠の割合はどのようにするのか。町内枠でない者は逆に大手を振って町外に住んでもよいというお墨つきを与えることにはならないのか。私も答弁に当たりまして多少疑義を感じるところでございます。能力や資格、専門性によって異なる試験区分を設けること、住んでいるところ、これから住むところを要件に定めることを同一に論じることはできないものと考えます。

また、地方公務員法第16条の欠格条項は、犯罪による処罰や懲戒処分を受けた者に対して規定をしているものでございます。同法第19条の受験資格で規定する「職務の遂行上必要な最少且つ適當の限度の客観的且つ画一的要件」というものは、看護師や保護司などの業務に必要な資格であるとか、年齢区分するためであるとかなどの最低必要な絶対的要件であって、災害時に安全を確保するためであるとか、地元とのスムーズな連携を図るためというような理想的条件を指すものではないのではと考えております。

メリットとしての災害時に役場に駆けつける時間という条件をつけるなら、宮津市大島などは私の自宅よりも近いわけでございますが、近いけれども町外でございます。北部蒲入地区まで車で20分かかります。これを南に向けますと宮津市の府中あたりまで入るのではないかと思います。それが町内でないということで災害時に駆けつけられないというような理屈は成り立たないわけでございます。

ちなみに、私が町長に就任をいたしましてから23名の新規職員を採用しております。そして採用後、23名中22名は町内に在住をしております。町外は1名だけでございます。町内居住率96%でございます。その後、結婚等で5名が転出をしております。それでも町内居住率は73%でございます。そしてその5名の転出につきましても、その理由はやむを得ないものと思っております。そうでありますから、町内枠を設けるとすれば、その割合を96%もしくは73%以上設けないと意味がないわけでございます。その数字でいきますと大体多くても4名、通常1名、2名の採用枠でありますので、全枠を町内枠にしなければいけないわけでございます。それができないことは議員もおわかりであろうかと思います。そうありますし、その必要性もないものと考えます。

また、空き家を職員住宅として借り上げてはということでございますが、貸していただける空き家をずっと求めております。ただ、老朽化の程度がよほど進んでいるような物件では困りますし、当方の希望に合う住宅は容易に貸していただくことができません。ぜひとも、皆さんにもこのあたりのご協力をいただきたく思っております。

最後に、大浦から亀山間道路整備についてお答えをいたします。

平成26年の9月定例議会での濱野議員の一般質問回答後の進捗状況でございますが、端的に申し上げまして進展はございません。前回の回答では、伊根地区区長協議会要望時に協議会の立ち上げ等について提言すると申し上げましたが、11月に提出された伊根地区区長会の要望事項にはこの内容が入ってございませんでした。後日、協議会長が追加要望としてお一人でお見えになられましたが、地域の盛り上がりや熱意等の把握に向けて懇談をできるようなものではございませんでした。そうありますから、新たに町から京都府への要望もいたしてはおりません。

また、本年度、亀島地区で、立石・耳鼻・亀山でございますが、住民懇談会を実施いたしました。出席者も少なかったわけですが、この事項についての地域の課題解決に向けた本質問にかかわるようなご意見等要望も一切ございませんでした。前回は申し上げましたが、本件が本当に地域住民の総意であるのか甚だ疑問に思うところでございます。

しかしながら、今年度もまた伊根地区区長協議会からの要望があると思います。そうございますから、その時点でまた地元要望として上がっていらっしゃいましたら、改めて地元の総意であるのか、熱意ややる気があるのかを確認し、それができれば、その後の対策を提言してまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

2点ばかり質問させていただきたいと思います。

まず1点目が、町内居住枠のところにおきまして町内採用枠を設けることは、レベルが下がるのではないかというような内容にとれるような発言があったかと思いますが、伊根町に住んでいる方はレベルが低いというふうに町長はおっしゃるのか。決してそうでは私はないと思うんですね。今の発言はちょっと訂正なりをしていただきたい。

あと、もう1点。命の道でございます。

これでございますが、要望書作成段階において私が聞いたところによると、長年要望していても、もう実現の可能性がないといひますか、毎年同じ回答の分については載せないでいいだよと、そういうようなことが担当部局のほうから話があったというようなことを聞いています。そうになると、区長さん方はずっと要望してきて、ずっとその回答と一緒にあれば当然消しますよね。だから、それに気づいたときに、これ何で消えたのと、亀山地区とかその辺の人たち、みんなつくってくれと言っているのに何で消えたんだということを住民の方にも申し上げました。

それで上がってきたのが、協議会長が持っていかれたと思いますが、一つだけぼんと上がってきた要望であります。住民懇談会を町長さんずっとやられていますけれども、参加者は少ないですよ、残念ながら。そこで意見が出なかったからという話ではやっぱりいけないと思いますよ。我々議員は、今回はたまたま欠員無投票という情けないような結果ではございましたけれども、町長と同じように選挙で選ばれた人間です。町民の代表であります。それがこうして発言をしているわけです。住民意見を持ち上がってきているわけですよ。それについては、そういった回答ではなくて、そういった意見だと、二元を代表しているんだということを理解いただいて、ご答弁をもう一度お願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 1点目の、私は何もうちの伊根町内の人間の能力が云々なんてことは何も申し上げていないわけですね。試験の枠の中で、定住枠、定住しなければならぬわけですね。その枠を設けたらどうなるんですか、一般枠と定住枠を分けたときの。4名おれば2名採るわけでしょう、定住枠にして。必ず2名採るんですね、定住枠で。一般枠というのは、我々は今までの中では該当者がいなければなしです、ゼロです。定住枠2名採るわけですね。そうすると、試験採用時に合格点を下げてあげるのかなと。すばらしい方はそれは当然通りますけれども。でも2名枠を採ると決めたからには点数が低くても採ってあげるのかなと、そういう意味合いが先ほどの枠をとれば合格点などで優遇させていただくことになるのかなというのが本旨であります。何も町内に在住の方がレベルが低いだなんて、そんなことは到底思っておりません。

また、先ほどの道路の関係でございますけれども、大変ですね。今まで試算をしておりますも20億円からかかるだろうと。私の見解から申し上げますと、よくよく議員は命の道とおっしゃいますけれども、急傾斜をしたその頭の上に大きな道路をつくってしまって、それが災害のとき一体どういう状況になるんだろうかと。スイス村ですかね、向こうのほうでも、うちが抱えております縦貫道がよく潰れるんですね、落ちたりして。そんなものが本当に命の道になるか。逆に災いするような道にならないのか。でありますから、海側へできるのなら賛成、もしくは隧道を掘るなら賛成、そういうことも思ったりします。そのことを京都府さんがどのようにご理解いただいて府道と

してやっていただけるかどうか。前々からずっと私のほうは要望というよりも、来られる土木部長さんにお話をしております。にやっとならざるでございませう。なかなか難しいのだと思ひます。

また、そういったものをしてほしいんだと、要望するんだ、実現したいんだというその思ひが地元になれば、これは進めようがない。前回は要望として上がってこなかった。上がってこなかった理由が幾ら上げてでも取り合ってもらえないから。そうじゃないでしょうね。そうじゃないと思ひますよ。

その後、区長さんが1人でこれを追加でということを持ってこられたわけでありませうけれども、それも誰の意見を聞いて持ってきたか。日出区の区長さんに言われたから持ってきたと。意味がわからない。そして、他の伊根地区の区長さんにもいろいろと聞きますが、そんな熱を持ってしゃべられる方はいないんですね。ちょっとその辺のことがわからない。やはり地元が熱意を持ってこういうことを要望するんだと、やってほしいんだということが、言うても聞いてくれんからとかそんなことを言うると場合じゃない、ずっと言い続けなければ。私は京都府に言わなきゃいかんことは5年も6年も言い続けておりまして、実現したこともございませう。

そのように思ひますので、議員もちゃんと選ばれた人間でございませう。皆さんの総意を伝えるのが議員のお仕事でございませう。それが民主主義であります。しかしながら、ここは議会制民主主義でありまして、今度は議会制民主主義となりますれば、逆に要望を伝えるというだけではなくして、不穏当な要望を削除していくという作業を必要なこともございませう。その辺のこともご理解のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 時間が押し迫っているのかなと思ったりもして、大丈夫なんですかね。

町内居住枠の付設でございませうけれども、これは私は必ず採れと言っているんじゃないです。ですから、最低ラインはやっぱりどちらにしても要るじゃないですか。だって町長、白紙で出したやつが通ったら、それは住民にしたらそれこそ困ったものですよ。どちらにしても最低ラインは要ると思ひますよ。最低ラインを設けた場合に、それに達しなかったら採用できなかった、それであれば私は全然問題ないと思ひますよ。それは一般枠も一緒ですよ。一般枠だろうが町内居住枠だろうが最低ラインさえ設けてきちっとしておけば、それをクリアできなかったら採用できない、それは正しいと思ひますよけれども。問題ないと思ひますよけど。

先ほどおっしゃっていただいた20分圏内の話、これは非常に難しい問題です。府中まで本当に入りますから。蒲入バイパスを通ったとしても府中の手前ぐらいまでは行くでしょう。そういった中で、災害時のという話になると難しいかもわからない。でも実際に、府中のあたりまでの間で、府中までで伊根町の職員でお住まいの方っていたんかなと思ひながら今考えていたんですね。距離の問題は整理はしていかないといけない。コミュニティーの関係でいうと、やっぱり地域に住んでもらいたいですよ、町長おっしゃるとおり。町長も住んでもらいたいと思ひますよ。我々も住んでもらいたい。そうすれば、草刈りだってできるようになるじゃないですか。消防団員がだんだん減ってきている。今150人切ったじゃないですか。そういうのも対処できるんじゃないかと思ひます。

最後に、命の道でございませうが、今年度からであれば、要望段階で熱意さえあれば見込みがなくとも上げることに對して町は意見を言わないと、どうぞ上げてくださいという理解でよろしいのか、この1点だけお伺ひしたいと思ひます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） どの順番でいくのか。要するに、私が申し上げましたように、23人採用して22人定住しておるんですよ。96%、出ていっても76%が定住しておるんです。だから、そういう状況にある中で、何でその定住枠というものを設ける必要があるのか。その必要性は感じないということでありませう。ましてや、分けてしまった場合、じゃ町外枠に点数のいいのがようけおって、うちのほうが点数が悪かっても枠があるんだから入れるという、これは道理じゃないですか、全然だめでない限りは。そうすると、点数を下げるということにはならへんですか。そういう意味合いでありませうので、その辺はご理解いただきたい。

また、距離の問題で向こうにおった人はおるのか。養老からおられましたね、前は。現状ではち

よっとあれですけども。養老の方、それは伊根町役場の職員でございました。そういう方はおられます。

そして、命の道の話ですけども、それはもう住民の総意となって、それをやってほしいという要望が上がってきたら無視するわけにいかんですよ、そんなもの。上がってくれば、それは当然そのような対応をさせてもらう必要があるかと。一緒になって京都府のほうへ蒲入バイパスやこっちの養老伊根バイパスのように組織もつくり、旗を上げて行かざるを得んですよ。そのように思います。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 今撤廃されているはずなんですけれども。時間内だったはずなんですけれども。回数は撤廃されて時間内ということで、申し合わせ事項であるはずなんです。局長、それでいいですね。

○議長（泉 敏夫君） 時間内で、はい。

○3番（濱野茂樹君） 区長協議会長からの今年度は要望は上がっているわけですね、去年ですか。追加でということでございますので。追加で1件だけ上げられているのは区長協議会長の判こが押されて上がっているわけですよ。であれば、伊根地区の区長さん方が判こを押されたやつが上がっているわけですよ。同意したやつですよ。であれば、町長、やっぱり先ほどから言われる総意として、その要望実現に向けて取り組んでいこうではありませんか。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ですから、なぜにそれが伊根地区区長協議会の全員がそろって要望に来たときに出てこなかったのかと。そんな話も誰も一言も言わない。それで忘れておったと言って持ってくる。確かに判こは押してありますよ。じゃそのときに区長さん1人ですよ、全然総意じゃないですよ。ただ、総意の格好を整えてきてただけですよ。それで、私に熱意を感じると言われても、当人だって、ここでそんなことを申し上げるわけにはいかないが、ただ紙を持ってこられただけですよ。だから、それではそのような行動をとれるようにもならんわけです。わからなければ、でなかったら、区長協議会の総意だということは、区長協議会の皆さんがそこにおられて、そこで私と話をしてお伝えしてもらわなければ。それはちょっと、その場に持ってこられればという話だったんです。それを後で忘れておりましたと、こう言って持ってこられても。ましてや内容について話もできていないんですよ。どういう思いなのと言っても、うん、それでは熱意も、総意があったともなかなか理解しがたいものであります。そういう思いに伊根町がなりますことを望んでおります。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問を全部終了します。

ここで、10分間、11時25分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 11時15分

再開 11時26分

○議長（泉 敏夫君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第3 意見書案第3号

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、意見書案第3号 ヘイトスピーチ（差別扇動）被害に対する意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。本案につきましては、各党派調整がされている意見書であります。したがって、提出者の趣旨説明及び提出者に対する質疑、討論も省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから意見書案第3号 ヘイトスピーチ（差別扇動）被害に対する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 意見書案第4号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、意見書案第4号 国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、地方自治法第99条の規定により、国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書について、お手元に配付の資料の文言を抜粋して趣旨説明とさせていただきます。

日本国憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の3原則のもと、この3原則をもとに現憲法の根幹がなされ、今後も堅持されなければなりません。

現在、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、現憲法において、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容を加えることが求められています。

憲法は国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきであります。

については、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、広く国民的議論を喚起することを強く求めることとして趣旨説明とさせていただきます。以上です。

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは質問します。

意見書案には、「現在、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、現憲法において、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容を加えることなどが求められる」とありますが、現憲法で直面する課題とは具体的には何を指しているのでしょうか。説明を求めます。

さらに、国民の安全についてですが、日本国憲法前文は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあります。恒久の平和の中で、安全と生存の保持を位置づけています。さらに、日本だけでなく、全世界の国民についても平和のうちに生存する権利をうたっています。

また、福祉の向上については、日本国憲法の25条で、全ての国民は文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定しています。ゆえに、現憲法で国民の安全や福祉の向上についての規定はなされており、国民自身が国民の権利として憲法の定める国民の安全や福祉の向上のための施策の充実を求めていくことが必要なのだと考えます。意見書案には、国民の安全の確保、福祉の向上を図る内容を加えることが求められるとありますが、現憲法において何が不足しており、具体的にはどのような内容を加えなければならないのか説明を求めます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） まず、1点目の質問にお答えします。

現憲法において直面する諸課題、こちらに関しましては、現国会でも安保法案等さまざまな議論が現在もなされております。憲法のそもそも制定時と申しますのが、昭和21年11月3日に公布され、翌年22年5月3日からの施行。憲法自体が私が思うにさまざまな側面がありまして、そのうちの1点として、憲法制定時において、その時代の建国の歴史、またそのときの建国された時代

背景、時代状況等が色濃く象徴されていると思います。他国では、ここでは回数は申しませんが、何度か憲法の改正も行われています。

日本国憲法におきましては、国会でも議論がされておりますように、諸国の安全保障の状況とか、それらの時代背景的に国内、国際情勢においてかなり変化が見られることから、現憲法において直面する諸課題というのは、それらを含めるものが直面する諸課題と認識しております。

2点目において、ちょっと質問の内容が長かったので、福祉の向上と国民の安全の確保を図る内容を加えることが求められる、こちらにつきましては、先ほど申しましたように時代背景、また国内情勢、国際情勢の変化によって、今これが現憲法でも新たな改正もしくは書き加えることなくこちらが保障されておる、十分に満足な状況にある。これに関しましても、憲法においてはそれぞれ置かれた状況、もしくはその憲法を解釈、もしくは憲法を議論する方の思想、もしくは宗教観、いろいろな考え方によって、この考え方はさまざまであると思います。

もちろん、今、山根議員がおっしゃられました、これで十分保障されて、どこもここは変える必要はないのではないか、そういう方もいらっしゃるし、いやいや、さらに時代の流れとともに福祉の向上も、当町におきましても少子高齢化に伴い、福祉の向上がさまざまな面で昔に比べればかなり強化されております。その点におきましても、個々の案件は申しませんが、まだまだ向上していくべき部分があるのではないかという観点から、こちらの意見書の福祉の向上を図る内容を加えることなどが求められるというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） 憲法が制定されたときの時代背景とか、その情勢というのは今とは違うのは私も理解しております。ただ、その情勢が違いましても、国民の安全についてとか、福祉の向上についてはきっちりと今の憲法でも規定はされていると。ですから、それでまだ何が不足しているのかという具体的な例というのを私は説明を求めています。

ですから、先ほど高齢者の問題とかおっしゃいましたが、提案された方は何が問題でこの憲法では不十分だと考えているのか、具体的な内容をお聞きしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ちょっと私も全く憲法学者でもないので詳しいことはわかりませんが、基本的に憲法にも書いてありますように、国内の最高法規と私も憲法のほうは認識しております。この憲法において、今おっしゃられましたように、明確にこういう福祉がこういうふうにするとかというのは、あくまでも最高法規なんで、福祉においてはという物すごく大ざっぱといいますか、基本理念みたいなことが書いていますので、この意見書に対しての、いかにどの部分がどうこうというものに関しましては私は余り関係ないとは言いませんけれども、ここで一応「国会における憲法議論の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書」ですので、これに対して何が不足で、何が福祉の個別的な案件でというのはちょっと私はいかがなものかと思えます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） ほかにございませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。反対者の討論からお願いいたします。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、意見書案第4号 国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書について反対の立場で討論に参加をします。

私は、憲法議論をすること自体に異論はございませんが、こういうことでわざわざ意見書を提出するべきものかどうか私は疑問を持っています。憲法論議に関して今必要なことは、憲法が目指す社会に現実社会が追いついていないことについて、何でそうなのか、いかにして追いつかせるかを議論することが今求められていると私は思っています。しかし、今回の意見書はそういった内容ではありません。この意見書に関して数点指摘をしつつ、私の意見を述べて討論をいたします。

まず、冒頭3行は、憲法の果たしてきた役割を理解し、その原則を維持するとしています。ここは私も大賛成のところであります。

ところが、それ以降の文言、恐ろしく苦い薬の中身をオブラートに包み、なおかつ格別に甘い砂糖水でそれを飲ませようとする中身となっていること、その意図は明白であります。この意見書は自民党本部の要請を受けた全国的な動きのようではありますが、他会派の配慮などから改憲の早期実現といった踏み込んだ文言は使用せずに穏当な内容にしています。新聞などによりますと、この動きは地方議会から憲法改正運動を盛り上げるというのが自民党の方針で、自民党本部が去年3月に各都道府県連に憲法改正の早期実現を求める意見書を各議会で採択するよう文書で要請したことがきっかけで、改憲への機運を高める狙いがあり、同党組織運動本部は地方議会から憲法改正運動を盛り上げてほしいと話するなど報道されています。

自民党の去年の総選挙の政策集には、結党以来、自主憲法制定を党是としている、憲法改正を目指し、憲法改正原案の国会提出、国民投票実施とあります。さきの特別国会で第3次安倍内閣が発足し、首相は記者会見で「憲法改正に関し歴史的なチャレンジと言っているが、国民的支持を得ないといけない。安全保障関連法案を来年の次期通常国会で成立させると明言をした」と報道され、改憲への動きが加速される見通しであります。

こうした事実をつなぎ合わせると、意見書で推進するとしている憲法論議は憲法擁護の議論ではなく、改憲を目指すものであることがおのずと明らかであります。改憲の中身について、自民党が既に発表している日本国憲法改正草案では、憲法9条を改定し、自衛隊を国防軍にするとともに、集団的自衛権を認め、交戦権の否認も取り払うものとなっています。

また、基本的人権は侵されないとしている現行憲法の97条を廃止し、憲法改定を發議する要件を定める96条は国会議員の3分の2から過半数に引き下げる内容であります。権力を縛る憲法の立憲主義そのものを踏みにじる内容となっています。主権者である国民が国家権力が暴走しないように縛るといふ憲法、立憲主義の大原則を明確にしているところが96条であって、縛られる側の権力の側が縛られるのは嫌だから憲法を変えてくれと言っているわけであります。意見書にある議論というのは、まさに海外で戦争をする国になるため、国民を強力に統治するための立憲主義をないがしろにする改憲に向けた議論のことであり、認めるわけにはいきません。

ここで、戦後の日本を振り返ってみますと、アジア太平洋戦争が終結し、ことしで70年になります。戦後生まれが国民の大部分になっても、310万人以上の日本国民と2,000万人を超すアジアの人々の命を奪い、国土を荒廃させた戦争の傷跡は消えてなくなるものではありません。日本国憲法前文にあるように、戦後、日本国民は政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを誓って戦争を放棄しました。第二次世界大戦後発足した国際連合が、その憲章で「我らの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い」と明記するように、戦争の惨禍を繰り返さないことは戦後の国際社会の原点であります。

とりわけ日本は、みずから引き起こした侵略戦争の責任を認め、憲法9条で世界に先駆けて、あらゆる戦争を放棄し、あらゆる戦力は持たないと決めました。そのもとで再軍備や日米軍事同盟の強化の企てはあっても、戦後、日本は一人の戦死者も出さず、他国の国民も殺していません。アジアや中東諸国で日本が信頼されたのも、自衛隊がその国の住民を殺したことがないからであります。

安倍政権が進める改憲は、こうした戦後日本のあり方を根本から転換するものです。集団的自衛権の行使容認が閣議決定をされました。アメリカが戦争を起こしたとき、戦闘地域であっても自衛隊を戦地に送ることを認めています。しかも、日本に対する直接の武力攻撃がなくてもアメリカなど他国に対する攻撃で日本の存立が脅かされるなどの理由で集団的自衛権を行使することも認めています。海外で戦争をしないという原則がひっくり返され、日本が戦争をする国として殺し殺される国になるのは明らかであります。閣議決定は解釈での改憲であります。安倍政権は解釈改憲のみならず明文改憲を目指していることは周知の事実であります。憲法に戦争放棄を明記させる力になり、戦後70年近く戦争をする国を阻止してきたのは国民であります。

昨年7月、NHKが実施した平和観についての世論調査では、日本の平和を守っていくために今最も重視すべきことは何かとの問いに、武力に頼らない外交が53.4%で、武力を背景にした抑止力は9.4%です。戦後、憲法9条が果たした役割を評価しますかの問いに対して76.5%

が評価をすると答えており、国民は9条改憲を望んでおりません。今こそ改憲の論議より憲法9条を生かした平和的外交こそが必要であります。

以上を指摘し、幾らオブラートで包んでも、砂糖水で飲んでも、その裏は実質改憲を求める意見書の採択に反対の意思を表明し、議員各位の賢明なるご判断をお願いし、討論を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは、意見書案第4号 国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書について賛成の立場から討論をさせていただきます。

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める、果たしてこの至極当然のことに反対する理由がどこにあるのでしょうか。我々の国、日本の憲法をどうするのか、それはまさに我々日本国民一人一人がしっかりと議論をして決めていくことであります。もちろん議論をして、その結果、やはり改正する必要がないとの結論が出れば改正をする必要はないでしょう。しかしながら、最初からとにかく議論をすることもまかりならんという、まるで言論弾圧まがいのことを許してよいのでしょうか。それこそ、この当用憲法の精神にも反するのではないのでしょうか。憲法第96条には、しっかりと改正規定が存在しています。憲法を一字一句変えてはならないと考えている方は、なぜこの改正規定が存在するとお考えなのでしょう。先ほどの反対討論に対して少し詳しく話をしたいと思っております。

さて、昨年の国会において、憲法の改正の手続を定めた改正国民投票法が可決・成立しております。国民投票ができる年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる方向としたことが大きな柱であり、このことによって、憲法改正に必要な手続が整ったところであります。

現在、我が国を取り巻くアジア情勢は一刻の猶予も許せない事態に直面し、国民の国防に対する意識は間違いなく変わってきております。また、南海トラフ巨大地震をはじめ、首都直下型地震といった来るべき巨大地震への備えなど緊急事態へ対処する仕組みづくりは緊急の課題であります。

現行の日本国憲法は昭和21年11月3日に公布、そして翌年の昭和22年5月3日に施行されました。以来、今日に至るまでの約70年もの間、一度の改正も行われておりません。

しかし、世界の国々に目を向けてみますと、戦後に憲法を改正した回数はアメリカが6回、フランスが27回、イタリア16回、さらにドイツに至っては59回もの改正を行っています。世界各国では、国際情勢や国を取り巻く環境変化に対し柔軟に憲法を改正しております。特に日本と同時期、またはそれ以前に制定された各国の憲法は、急速な時代の変化を受けて、かなりの頻度で憲法を改正しております。戦後一度も改正されていない日本の現行憲法は、世界の成文憲法を保有する188カ国の中でも改正されていない憲法としては世界最古の憲法となっているのがまさに現状なのであります。

また、近年およそ20年の間に世界の約100カ国が新憲法を制定しておりますが、そのほとんどの国の憲法には、緊急事態の対処や平和について、また環境の保護、家族の保護といった項目が定められています。日本では平和については定められているものの、その他の項目については一切の規定がなく、その必要性を検討することも重要であります。

戦後日本は、昭和20年8月に敗戦して以降、昭和27年4月にサンフランシスコ講和条約が発効されるまで約7年近くの間、アメリカをはじめとする連合国の占領下に置かれておりました。現行憲法は、日本がまだ占領下にある中において公布、施行された憲法であります。約1週間という短期間でマッカーサー試案がつくられ、占領軍の強い影響を受けて憲法が成立したのであります。

そもそも憲法は、国家の最高法規であると同時に、その国の歴史、伝統、文化といったその国の国柄を示すものであります。例えば中国の憲法であれば、中国は世界でも最も古い歴史を持つ国の一つである、中国の各民族人民は輝かしい文化を共同でつくり上げており、はえある革命的伝統を持っているとしていますし、韓国の憲法の前文では、「悠久な歴史と伝統に輝く我が大韓民国は」という文言から始まっております。さらに、ロシアであれば、我々は祖国に対する愛と尊敬、善と正義の信頼を伝えた祖先の記憶をとうとびという表現が見られる等、自国の歴史や伝統を強調している国を挙げれば枚挙にいとまがありません。憲法でしっかりとその国の国柄が表現され、国家の理想が高らかにうたわれていることは世界各国共通の認識だと言えます。

一方で、日本の現行憲法の前文で記載されている内容はどうでしょうか。占領下での基本方針は

日本の国力を低下させることであり、それまでの日本の歴史、文化、伝統の否定でありました。その理念に基づいて憲法がつくられており、当然そういったものが反映されたものにはなっておりません。特に、日本は安全と生存と平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して委ねるという内容は、自分の国の安全と生存を他の国々に委ねているということであり、現実から余りにも乖離していることは明らかであります。

私ども自民党は結党以来、憲法の自主的改正を党の使命に掲げ、これまでも憲法改正に向けた多くの提言を公表してまいりました。平成24年4月28日には日本国憲法改正草案を発表し、国政選挙等で広く国民に訴えてまいりました。

さらに、自民党以外の政党においても、公明党、維新の党、民主党など各政党からもそれぞれに憲法改正に対する議論が行われております。憲法改正の手続は憲法第96条によって、改正には衆参各院の3分の2以上の賛成を得た上で、国民投票でも過半数の承認を得る必要があると定められております。そのことから、どの条項から改正するのか、優先順位やその条文等、各党の考え方を十分議論をしていく必要があります。何といたっても最終的に決めるのは国民であり、国民的な議論、合意形成が大切であることは言うまでもありません。憲法改正といえば、その焦点が第9条に集まりがちであります。これまで申し上げましたとおり、憲法をめぐる課題は山積しているわけです。今、私たちがやらなければならないことは、日本を取り巻く環境、時代の変化に対応した憲法にしていくことであります。そして、何より日本人の誇りを取り戻すために、日本の歴史や伝統、文化に基づき、自分たちの国の憲法は自分たち自身でつくっていくということこそが日本の未来を切り開いていくのだと確信するところであります。

以上、国会に対して、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに広く国民的議論の喚起をすることを強く求め、同僚議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。ないようであります。これで討論を終わります。

これから意見書案第4号 国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議員派遣

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件につきましては、記載のとおり派遣することに決定いたしました。

また、議員派遣結果報告については配付のとおりでございます。

◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題といたします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。本委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月10日に開会し、会議に付された各議案について慎重審議をいただき、予定どおり閉会する運びとなりました。

議員各位のご協力に対しましてお礼を申し上げ、平成27年第2回伊根町議会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 11時59分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員